



「公の施設に係る受益者負担の設定基準」策定

令和6年3月策定

- 現在の新潟市の施設使用料は、合併前の料金を引き継いだものや、類似施設との比較等により個別に設定したものが多く、統一的な基準はありませんでした。
- 一方、近年、多くの政令市で公の施設の使用料に係る全市的な基準や方針が策定され、その基準に沿って使用料の見直しなどが行われています。
- 新潟市は、令和4年3月に改定した「財産経営推進計画」で経営改善に向けた取組の基本的考え方に受益者負担の適正化を位置づけています。

このような
状況等を踏まえ

パブリックコメント（R6.2月）を経て、全市的な基準となる

「公の施設に係る受益者負担の設定基準」を策定しました。

今後、この基準に基づき、施設ごとを基本に使用料の見直しを進めます。

受益者負担ってなに？



サービスを受ける方（施設利用者）を
「受益者」と言います。

公の施設では、施設を利用する方と利用しない
方との公平性の観点から、施設を利用する方に
適切な金額を使用料として負担（受益者負担）
していただくこととしています。

どの施設の使用料が上がるの？



施設ごとを基本に算出します。

使用料の見直し内容は施設ごとに異なります。
使用料が上がることになった場合であっても、
施設利用者の負担増を最大限緩和するため、
改定前の1.3倍を上限とします。

算出の結果、改定幅が小さい場合は、
使用料を据え置くこととしているよ



どうやって使用料を見直していくの？



施設ごとの「管理運営費」に対する
「収入」から算出した現状の受益者負担割合が、
基準に定める割合よりも高ければ使用料を下げ、
低ければ使用料を上げる見直しを行います。

用地取得費や建設費などの
費用は「管理運営費」には
含まず、公費負担としているよ



詳細は市ホームページ（下記のURL
もしくは二次元バーコードからアクセス）
をご覧ください

https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/zaisan/zaikeisuishin/zaimu_juekisyahutan.html



【問い合わせ先】 担当 新潟市 財務部 財務課
所在 951-8550 新潟市中央区学校町通1-602-1
電話 025-226-2201